

各 位

株式会社 宮崎銀行

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」について

株式会社宮崎銀行（頭取 佐藤 勇夫）は、平成 15 年 3 月に金融庁より公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定いたしましたので、概要について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 計画の名称 リレーションシップバンキングの機能強化計画
2. 対象期間 平成 15 ~ 16 年度
3. 計画のポイント

（ 1 ）中小企業金融の再生に向けた取組み

創業・新事業支援機能等の強化	営業統括部営業支援グループ及び宮銀ベンチャーキャピタル(株)を中心として、産学官ネットワークの構築・活用、政府系金融機関等との連携を進め、創業・新事業支援機能の強化を図ります。また、企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材すなわち「目利き」の出来る人材の育成を図ります。
取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	法人向け情報ウェブ「みやぎんビジネスネット」等による情報発信を積極的に行うとともに、研修・トレーニーの充実により行員の中小企業支援スキルの向上を図ります。
早期事業再生に向けた積極的取組み	審査部の企業財務支援グループによる活動、営業店による「元気復活作戦」の継続的な取組み、「宮崎県中小企業等支援ファンド」への参加、宮崎県中小企業再生支援協議会との連携等により、企業の再生支援に積極的に取組みます。
新しい中小企業金融への取組みの強化	スコアリングモデル導入及び関連商品の検討や、銀行保証付私募債等の証券化の取組みを進めます。
顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化	マニュアル作成等を進め、お客様への重要事項の説明態勢のさらなる充実を図ります。また、地域金融円滑化会議へ参加するとともに、苦情等への対応態勢整備に反映させてまいります。

（ 2 ）健全性の確保、収益性の向上に向けた取組み

資産査定、信用リスク管理の強化	基準書やマニュアルに沿った適切な自己査定及び償却・引当を継続いたします。また、基準書等は都度見直しを行い、さらなる適切性・正確性の向上を図ります。
収益管理態勢の整備と収益力の向上	地銀協共同データに参加する中で、信用リスクデータの蓄積を進めます。また信用格付の精度向上に向けた体制整備を行います。
地域貢献に関する情報開示等	お客様のニーズや分かり易さを勘案し、ディスクロージャー誌やホームページ等により地域貢献に関する情報を公表いたします。

なお計画の内容等については、別添「機能強化計画の要約」を参照下さい。

以上

本件に関するお問い合わせ先
 総合企画部 長池・河内
 TEL 0985-32-8213

機能強化計画の要約

1. 基本方針

リレーションシップバンキングの機能強化計画を本年内に策定する「次期中期経営計画（平成16年度～平成18年度）」の羅針盤と位置付け、地域における当行としての主体性を従来よりも発揮し、今後の地域における「創造」に寄与し、それを当行の健全性・収益性の向上に結び付け、より一層地域の顧客の信頼を得られるよう取組んでいく方針である。

当行としての課題を十分に認識し、各施策、戦略、組織等、経営全般において、それぞれの取組みが最大限の効果を発揮すべく、有機的に結合させていく。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
・中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	<p>1. 従来から「医業」の審査管理専担者を配置。「重点与信管理先制度」において「ノンバンク」「遊技場」を特定業種として指定し、担当者1名による専担管理。さらに「建設業・不動産業審査管理専担者」を配置。</p> <p>2. 創業・新事業支援体制強化のために、業種別の与信動向分析、分析結果の経営陣への報告態勢の充実の必要性を認識している。</p>	<p>1. 現状の5業種以外に、業種を追加する必要がないかどうかについて、定期的な検討の実施。</p> <p>2. 各業種別の与信動向分析及び定期的な経営陣への報告実施。</p>	<p>1. 追加業種等の検討についてリスク管理委員会・信用リスク専門委員会での四半期毎の検討実施。</p> <p>2. 業種別与信動向分析の半期毎の実施。</p> <p>3. 「重点与信管理先制度」における具体的管理手法策定及び四半期程度毎の常務会報告実施。</p>	平成15年度と同様に取組み。	
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	<p>1. 融資営業力強化研修として外部講師によるインターバル研修を実施。</p> <p>2. 企業の将来性や技術力を評価できる人材育成を目的とした研修の取組み度合いは、まだ低い。</p>	<p>1. 行内研修 - 融資営業力強化研修実施</p> <p>2. 行外研修 - 地銀協「目利き研修」対応講座への派遣。</p> <p>3. 通信講座 - 地銀協「目利き研修」対応講座等の推奨。</p>	<p>1. 融資営業力強化研修 - 上期・下期に各1回実施</p> <p>2. 地銀協講座「企業取引開発研究」「企業価値研究」「営業店役席者講座」への派遣実施</p>	15年度と同様に実施。	
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参加	<p>1. 宮崎大学と当行「ベンチャーキャピタル」外共催による「産官学交流会」を年1回実施。</p> <p>2. 「産学官企業支援サービス」により科学技術関連相談の大学の専門家への取次ぎ実施、件数はまだ少ない。</p> <p>3. (財)宮崎銀行ふるさと振興基金(昭和57年設立)による、県内産業の開発振興に寄与した企業等への助成金授与。</p>	<p>1. 「産官学交流会」、「産学官連携支援サービス」「産業クラスターサポート金融会議」への推進強化、関係機関との連携強化を目的とした営業統括部営業支援グループ及び宮銀「ベンチャーキャピタル」外の態勢強化検討。</p> <p>2. 知的財産権・技術評価への金融支援面でのノウハウ構築への取組みの具体策検討。</p> <p>3. 宮崎大学地域共同センター、(株)みや</p>	<p>1. 「産業クラスターサポート金融会議」参加。</p> <p>2. (株)みやざきTLO設立に参加</p> <p>3. 営業統括部営業支援グループ、宮銀「ベンチャーキャピタル」外の態勢強化検討。</p> <p>4. 日本政策投資銀行との連携取組み策検討。</p> <p>5. 知的財産権・技術評価への金融支援面でのノウハウ構築</p>	<p>1. 日本政策投資銀行との連携取組み。</p> <p>2. 知的財産権・技術評価へのノウハウ構築の具体策検討。</p> <p>3. (財)宮崎銀行ふるさと振興基金の助成事業継続実施。</p>	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
		ざきＴＬＯ、宮崎県産業支援財団、日本政策投資銀行との連携強化。	の方向性等検討。 6.(財)宮崎銀行ふるさと振興基金の助成事業継続実施。		
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融资等連携強化	1.(株)宮銀ベンチャーキャピタルと連携した取組み実施。 2.日本政策投資銀行等との具体的な連携について、現状ではない。	1.営業統括部営業支援グループ、(株)宮銀ベンチャーキャピタルの態勢強化検討。 2.日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫との情報共有連携強化を図る。	1.営業統括部、宮銀ベンチャーキャピタルの体制強化検討。 2.日本政策投資銀行等との連携取組み策検討。	1.日本政策投資銀行等との連携取組み策実施。	
(5)中小企業支援センターの活用	1.(財)宮崎県産業支援財団への人材派遣 2.地域中小企業支援センターは県内に5カ所設置されているが、活用という認識は不足している。	1.地域中小企業支援センター開催のセミナー、講習会等について、営業店を通じた当行顧客への広報協力。 2.(財)宮崎県産業支援財団との情報交換会実施。 3.地域中小企業支援センターとの情報交換等の実施。	1.地域中小企業支援センターとの情報交換。 2.情報交換を通じて、中小企業の創業、経営革新策の具体的検討。	1.15年度中の活動を踏まえ、連携策実施。	
2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	1.平成15年度からビジネスマッチング情報の提供機能を強化するためCNS(地銀ネットワークサービス)と提携し法人向け情報Web「みやぎんビジネスネット」を立ち上げた。 2.行内LANの内容見直しを行ない、「ビジネスマッチング情報」メニューを設置、本情報への営業店による掲載について業績表彰に反映させている。	1.情報支援・コンサル業務強化を目的とした営業統括部営業支援グループや(株)宮銀ベンチャーキャピタルの態勢強化検討。 2.営業店へのインターネット端末設置推進により、企業との情報格差を解消し情報感度の向上を図る。 3.コンサルティング業務について、外部連携の拡大検討、ノウハウの蓄積実施。	1.営業統括部支援グループ、(株)宮銀ベンチャーキャピタルの態勢強化検討。 2.「みやぎんビジネスネット」への新規加入促進。 3.営業店へのインターネット端末設置推進。 4.コンサル業務に関する外部提携拡大の検討。	1.「みやぎんビジネスネット」による主体的な情報発信実施。 2.ビジネスマッチング等の情報提供スキームの定着化。	
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	1.平成13年10月審査部に専担者として「企業財務支援グループ(CFSグループ)」を設置、業況不芳先の中から対象先を抽出し、管理強化、経営改善指導を行っている。 2.平成14年5月より、営業店における経営改善支援活動として「元気復活作戦」	1.取組みにあたっての役割分担の明確化 - CFSグループと元気復活作戦の役割分担を明確化し、各対象先について半期毎の見直しを実施する。 2.営業店と本部の連携強化 (1)CFSグループ担当先に関する進捗状況を毎月、営業店へフィードバック。	1.対象先の見直し。 2.CFSグループ担当先の進捗状況の営業店フィードバック(毎月)。 3.CFSグループ担当先についての常務会報告(毎月)。 4.元気復活作戦対象先につい	15年度と同様に取組む。	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
	<p>を開始。</p> <p>3. C F Sグループ対象先31先、元気復活作戦対象先177先であり、実績として、債務者区分ランクアップ済み3先、5年以内の債務者区分ランクアップ見込み先11先となっている。</p> <p>4. ともに行内推進態勢としては定着したと評価しているが、今後さらに実効性を高めていく必要があると認識している。</p>	<p>(2) C F Sグループの日常活動に営業店担当者が同行することによる当事者意識高揚と活動の裾野拡大。</p> <p>3. 経営陣への報告態勢の強化と対応方針の明確化</p> <p>(1) C F Sグループ活動状況及び対象先改善進捗状況の常務会報告(毎月)。</p> <p>(2) 元気復活作戦の進捗状況の常務会報告(半期毎)。</p> <p>(3) 各常務会報告は個別対応方針を明確化する。</p> <p>4. 人材育成</p> <p>(1) 営業店融資担当上級行員・役員者を対象とした「企業財務支援トレーナー」研修の実施(毎月1~2名)。</p> <p>(2) 営業店担当行員・役員者を対象とした「企業財務支援ケーススタディ」の実施(半期毎1回)。</p> <p>(3) C F Sグループによる対象先との交渉等への営業店担当者同行による現場OJT推進と情報共有。</p>	<p>ての常務会報告(半期毎)。</p> <p>5. 企業財務支援トレーナーの実施。</p> <p>6. 企業財務支援ケーススタディ研修の実施。</p> <p>7. 債務者区分ランクアップ実績の公表(半期毎)。</p>		
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	<p>1. 行内研修(融資営業力強化研修)の実施や通信講座(法人営業スキルアップコース、中小企業経営改善プログラム講座)の推奨を行なっている。</p> <p>2. 中小企業大学校への派遣(年間2名)、医療機関専門のコンサルティング会社へのトレーナー派遣(1年間、1名)により経営コンサルティング能力の向上を図っている。</p>	<p>1. 行内研修 - 融資営業力強化研修、経営支援・企業再生支援研修の実施。</p> <p>2. 行外研修 - 地銀協「中小企業経営支援講座」への派遣(期中1名)。</p> <p>3. 通信講座 - 地銀協「経営支援スキルアップコース」等の推奨。</p>	<p>1. 融資営業力強化研修 - 上期・下期に各1回実施 それぞれ25名参加</p> <p>2. 経営支援・企業再生支援研修 - 下期より半期毎に各1回実施、それぞれ25名参加。</p> <p>3. 地銀協講座「中小企業経営支援講座」への派遣実施。</p>	15年度と同様に実施。	
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	<p>1. 九州大学「中堅・中小企業における財務戦略人材(中小企業C F O)育成のための研修プログラム」について、協力関係はない。</p>	<p>1. 宮崎県における「地域金融人材育成プログラム」に関する情報収集を行ないながら、具体的な協力要請に対する取組み策を検討する。</p>	<p>1. 「地域金融人材育成プログラム」に関するプロジェクトの進捗状況に関する情報収集を行なう。</p>	<p>1. 地元大学や自治体による同プログラムを利用した「中小企業C F O」育成事業が実施された際には、積極的に協力</p>	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	<p>1. 「企業財務支援グループ(CFSグループ)」(平成13年10月発足)の活動や「元気復活作戦」(平成14年5月から実施)は、地元中小企業への再生支援活動として行内に定着しつつある。</p> <p>2. 業況低迷の主因が過剰債務にあり、これを抜本的に解決しない限り再生はありえないという企業に対しては、プリパッケージ型事業再生や私的整理ガイドラインの活用を認識している。</p> <p>3. プリパッケージ型事業再生や私的整理ガイドラインを活用した企業再生の事例はない。</p>	<p>1. 検討の対象先の選定 (1) 当行における問題先管理制度の対象先(CFSグループ担当先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先)のうち、業況低迷の主因が過剰債務にあり、これを抜本的に解決しない限り再生はありえないという過剰債務企業を検討の対象先とする。 (2) 審査部による毎期ごとの問題先管理制度の対象先見直しにおいて、過剰債務企業を抽出し「早期事業再生検討先」とする。</p> <p>2. 実施の具体的方法 (1) 「早期事業再生検討先」について実施の有効性、必要性、採用する手法を審査部において検討の上、経営陣へ報告する。 (2) いずれかの手法による再生スキームの実施に踏み切る場合には、常務会等の経営陣の決裁による。</p>	<p>1. 「重点与信管理先制度」の報告基準制定。</p> <p>2. 各問題先管理制度の対象先見直し。</p> <p>3. 早期事業再生の実施に関する検討基準の制定と運用開始。</p>	1. 基準による運用。	
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	1. これまで、企業再生ファンドに関する具体的な取組みは行っていない。	<p>1. 宮崎県主導により組成される「宮崎県中小企業等支援ファンド」に積極的に参加する。</p> <p>2. 同ファンドの管理運営を当行関連企業「宮銀ベンチャーキャピタル」が引受け。</p>	<p>1. 「宮崎県中小企業等支援ファンド」参加の具体的検討。</p> <p>2. 投資可能企業の選定。</p> <p>3. 下期以降、投資可能企業の推薦、投資決定企業の再生支援を実施。</p>	15年度と同様に取組む。	
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	<p>1. 「企業財務支援グループ(CFSグループ)」(平成13年10月発足)の活動や「元気復活作戦」(平成14年5月から実施)は、地元中小企業への再生支援活動として行内に定着しつつある。</p> <p>2. 業況低迷の主因が過剰債務にあり、これを抜本的に解決しない限り再生はありえないという企業に対しては、従来の財務支援活動による解決には限界が</p>	<p>1. 検討の対象先の選定 (1) 当行における問題先管理制度の対象先(CFSグループ担当先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先)のうち、業況低迷の主因が過剰債務にあり、これを抜本的に解決しない限り再生はありえないという過剰債務企業を検討の対象先とする。 (2) 審査部による毎期ごとの問題先管</p>	<p>1. 「重点与信管理先制度」の報告基準制定。</p> <p>2. 各問題先管理制度の対象先見直し。</p> <p>3. 早期事業再生の実施に関する検討基準の制定と運用開始。</p>	1. 基準による運用。	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
	<p>あるため、個社別の状況に応じてDESやDIPファイナンスの必要性を認識している。</p> <p>3. 現状、DESやDIPファイナンスを活用した企業再生の事例はない。</p>	<p>理制度の対象先見直しにおいて、過剰債務企業を抽出し「早期事業再生検討先」とする。</p> <p>2. 実施の具体的方法</p> <p>(1)「早期事業再生検討先」について実施の有効性、必要性、採用する手法を審査部において検討の上、経営陣へ報告する。</p> <p>(2)いずれかの手法による再生スキームの実施に踏み切る場合には、常務会等の経営陣の決裁による。</p>			
(4)「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	<p>1. 「企業財務支援グループ(CFSグループ)」(平成13年10月発足)の活動や「元気復活作戦」(平成14年5月から実施)は、地元中小企業への再生支援活動として行内に定着しつつある。</p> <p>2. 企業再生に係るノウハウについては、短期間での蓄積は困難であり、案件によっては、今後RCCの再生ノウハウや信託機能の活用を検討することが必要であると認識している。</p> <p>3. 現状、「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用した企業再生の事例はない。</p>	<p>1. 検討の対象先の選定</p> <p>(1)当行における問題先管理制度の対象先(CFSグループ担当先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先)のうち、過剰債務に陥っているがキャッシュのある破綻懸念先を検討の対象とする。</p> <p>(2)審査部による毎期ごとの問題先管理制度の対象先見直しにおいて、過剰債務企業を抽出し「早期事業再生検討先」とし、うちキャッシュのある破綻懸念先をRCC信託機能活用の検討の対象とする。</p> <p>2. 実施の具体的方法</p> <p>(1)「早期事業再生検討先」のうち、キャッシュのある破綻懸念先については、RCC信託機能活用の有効性、必要性を審査部にて検討し、経営陣へ報告する。</p> <p>(2)検討・報告の結果、有効性、必要性が認められる場合は事前にRCCとの協議を行ない、実施に踏み切る場合には、常務会等の経営陣の決裁による。</p>	<p>1. 「重点与信管理先制度」の報告基準制定。</p> <p>2. 各問題先管理制度の対象先見直し。</p> <p>3. 早期事業再生の実施に関する検討基準の制定と運用開始。</p>	1. 基準による運用。	
(5)産業再生機構の活用	<p>1. 「企業財務支援グループ(CFSグループ)」(平成13年10月発足)の活動や「元気復活作戦」(平成14年5月から実施)は、</p>	<p>1. 検討の対象先の選定</p> <p>(1)当行における問題先管理制度の対象先(CFSグループ担当先、元気復活</p>	<p>1. 「重点与信管理先制度」の報告基準制定。</p> <p>2. 各問題先管理制度の対象先</p>	1. 基準による運用。	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
	<p>地元中小企業への再生支援活動として行内に定着しつつある。</p> <p>2. 企業再生に係るノウハウについては、短期間での蓄積は困難であり、取引金融機関の調整等に難航する大口先など案件によっては産業再生機構の活用を検討することが必要であると認識している。</p> <p>3. 現状、産業再生機構を活用した企業再生の事例はない。</p>	<p>作戦対象先、重点と信管理先)のうち過剰債務に陥っている大口の要管理先以下を検討の対象とする。</p> <p>(2)審査部による毎期ごとの問題先管理制度の対象先見直しにおいて過剰債務企業を抽出し「早期事業再生検討先」とし、うち要管理先以下で与信額10億円以上の先を検討の対象とする</p> <p>2. 実施の具体的方法</p> <p>(1)「早期事業再生検討先」のうち、要管理先以下で与信額10億円以上の先については、産業再生機構の活用の有効性、必要性を審査部にて検討の上、その結果を経営陣へ報告する</p> <p>(2)検討・報告の結果、有効性、必要性が認められる場合は、事前に産業再生機構との協議を行ない、実施に踏み切る場合は、常務会等の経営陣による決裁に基づくものとする。</p>	<p>見直し。</p> <p>3. 早期事業再生の実施に関する検討基準の制定と運用開始。</p>		
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	<p>1. 宮崎県中小企業再生支援協議会は平成15年4月に設置され業務を開始している。</p> <p>2. 県内の中小企業からの相談について、当行も主力銀行として問い合わせを受けており、個別に再生支援策について協議中である。</p>	<p>1. 個別案件の窓口を審査部とする。</p> <p>2. 同協議会による「第二次段階の支援対象先」が当行取引先で「企業財務支援グループ」の担当先である場合には、既に作成済みの経営改善計画書と同協議会への支援要請内容との整合性を確認の上、改めて対応方針を協議の上、経営陣へ報告を行ない、支援方針を決定する。</p> <p>3. 同協議会による「第二次段階の支援対象先」が当行取引先で「企業財務支援グループ」の担当先でない場合は、原則として担当先に追加することとし対応方針を協議の上、経営陣へ報告を行ない、支援方針を決定する。</p> <p>4. 「企業財務支援グループ」及び「元気復活作戦」の対象先のうち、経営改善計画の作成・遂行にあたり、当行支援に</p>	<p>1. 連絡態勢、個別案件についての協議態勢について、同協議会の「窓口専門家」と協議</p> <p>2. 同協議会の支援対象先に対する支援、協議会への協力実施。</p>	15年度と同様に取組み。	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
		<p>加え、同協議会の「個別支援チーム」による専門的知識が必要と認められる先は個別に同協議会と協議実施。</p> <p>5. 同協議会支援対象先について、「個別支援チーム」への参加等支援要請があった場合には、対応方針を協議の上、経営陣へ報告を行ない、必要に応じ経営陣の決裁を得た上で対応する。</p> <p>6. 同協議会支援対象先について、支援にあたっての協議会との連携の状況等について経営陣へ定例報告する。</p>			
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	1. 企業再生支援研修の実施 - 今年度より企業再生にかかる経営改善計画の策定を狙いとして、審査部専担者による研修を実施している。また、中小企業大学校への派遣(年間2名)により、ターンアラウンド・スペシャリストの養成を図っている。	<p>1. 行内研修 - 企業再生支援研修実施</p> <p>2. 行外研修 - 地銀協「企業再生支援実務講座」派遣(期中2名)。</p> <p>3. 通信講座 - 地銀協「中小企業再生コース」等の推奨。</p>	<p>1. 企業再生支援研修実施 - 上期実施済み、25名</p> <p>2. 経営支援・企業再生支援研修 - 下期実施、25名</p> <p>3. 企業再生支援人材育成研修 - 下期2名</p>	<p>1. 経営支援・企業再生支援研修 - 半期毎に各1回実施 それぞれ25名参加</p> <p>2. 経営支援・企業再生支援研修 - 半期毎に各1回実施 それぞれ25名参加</p> <p>3. 企業再生支援人材育成研修 - 半期毎1回、各回2名</p>	
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) 担保・保証へ過度に依存しない融資の促進等第三者保証の利用のあり方	<p>1. ローンレビューの徹底 ローンレビュー態勢として「信用格付の見直しと信用調査の作成」と「重点与信管理制度」があるが、定期的に信用状態を把握し、信用リスクについて経営陣へ適時に報告できる態勢までには至っていない。</p> <p>2. 財務制限条項 財務制限条項付貸出として、平成15年4月よりシンジケートローンの組成業務を開始、地元中堅企業2社に対応済み。財務制限条項の中小企業向け一般融資への導入については、現状具体的な検討は行なっていない。</p> <p>3. スコアリングモデルの活用 中小零細事業者への迅速な資金供給</p>	<p>1. ローンレビューの徹底 「重点与信管理先制度」の対象先に対する管理基準制定、運用開始。</p> <p>2. 財務制限条項 一般融資への導入の可否等について検討。</p> <p>3. スコアリングモデルの活用 関係部ワーキングによる検討実施。</p> <p>4. 第三者保証人の利用について 実態調査結果の営業店還元等により過度な運用の自粛について周知徹底を図る。</p>	<p>1. 「重点与信管理先制度」対象先の具体的管理基準制定。</p> <p>2. 担保や第三者保証人に係る実態調査の結果の営業店還元と周知徹底。</p> <p>3. スコアリングモデル導入、商品化、推進態勢等についての方向性再検討。</p> <p>4. 財務制限条項の一般融資への導入可否等についての協議・決定。</p>	15年度の取組みを継続。	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
	<p>を目的として平成12年5月より宮崎県信用保証協会との提携により、無担保・第三者保証人不要・最短翌日回答の「みやぎんクイック500」を取扱っているが実績は十分とは言えない。また、保証機関によらない無担保・第三者保証人不要の商品開発等を目的に、日本総研「クレジットスコアリング研究会」へ参加し(平成12年10月～14年3月)、ノウハウ蓄積を行なったが、費用対効果面等から、導入は見合わせており、当面は対応しない方針である。</p> <p>4. 第三者保証人の利用について 当行規定上、新規融資では一部を除き原則第三者保証人を徴求することとしている。ただし、運用上、本部申請により、償還力や企業の信用力等を総合的に判断し、第三者保証人の徴求を省略するケースが多い。第三者保証人不在により融資拒絶又は取下げとなった案件はごく僅かであり、第三者保証人の利用について過度なものとはなっていないと認識している。</p>				
(3) 証券化等の取組み	<p>1. 中小企業の資金調達手法の多様化への対応に関して、現状、保証協会保証付私募債の引受け実績のみ。(4件、2.5億円)</p> <p>2. その他の調達手法に関しては、マーケットの把握、スキーム検討及び関連部署調整等の必要性を認識している。</p>	<p>1. 貸出債権等に係る証券化市場が十分発展していない現状においては、具体的な取組策に限界があるが、将来の取組に向けてノウハウの蓄積等環境整備を行なう。</p> <p>2. 銀行保証付私募債の商品化・引受の実施。</p> <p>3. 地方公共団体におけるミニ公募債の発行・引受実施。</p>	<p>1. 銀行保証付私募債の商品化実施、引受けの推進。</p> <p>2. 地公体ミニ公募債の発行・引受内容調整、システム及び事務対応整備。</p>	<p>1. 地公体のミニ公募債及びCDO等の発行・引受けに係る調査実施。</p> <p>2. 各種資金調達手法取組み体制の検討・整備。</p>	
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	<p>1. T K C提携ローン等は現在導入していない。</p>	<p>1. スコアリングモデル導入を前提にT K C提携ローン商品化の検討実施。</p>	<p>1. T K Cとの具体的協議実施。</p> <p>2. スコアリングモデル導入検討のワーキングで検討。</p>	<p>1. 商品化、販売推進。</p>	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	<p>1. 信用リスクデータベースの整備・充実 (1)地銀協共同データベースで蓄積した地銀全体のデフォルト率を用いて計量化していくことを最終目標としているが、現状では十分なデータ量がなく、データの質の検証が行われていないため、暫定的に帝国データバンクの倒産実績データを用いて、当行格付と帝国データバンクの顧客点数を紐付けして、リスク量を算出している。 (2)信用リスク算出・分析に関しては、「興銀第一フィナンシャルグループ(株)」のコンサルティングを受けた(平成13年5月)。 (3)平成13年12月に計量結果を「リスク管理委員会」へ報告、以後四半期毎に報告を行なっている。 (4)平成14年3月基準の結果より、ウェブサイトリンクに参考値として報告を開始している。</p>	<p>1. 地銀協共同データの質の向上 地銀協共同データベースのレベルアップについて、平成15年4月より(株)金融工学研究所とみずほ第一フィナンシャルグループ(株)がコンサルティングを開始しており当行もデータ提供等により協力中。最終的には、新BIS規制の内部格付手法のデータベースとして認められる段階までの精度向上を目指す。 2. 暫定的に使用している帝国データバンクデータベースに代えて、地銀協共同データベースによる計量結果を使用することにより、ポートフォリオ分析、プライシング、営業店業績評価等の精度も向上する。 3. 統合的リスクマネジメントの観点から、自己資本の範囲内に信用リスクを含めた各種リスクをコントロールする。 具体的には信用VaRの限度額等の設定を検討する。</p>	<p>1. 地銀共同データベースのコンサルティングに対して、データ作成提供。</p>	<p>1. 地銀協信用リスク共同データベースのコンサルティング完了予定。 当行信用格付との紐付けを行ない、地銀協データベースの信用リスク量の算出を開始。</p>	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	<p>1. 消費者契約法に則り、顧客への説明態勢確立に向け銀行取引約定書改定等を進めてきたが、未改定部分もあり十分とは言えない。</p>	<p>1. 住宅ローン用金銭消費貸借契約証書等の改定実施。 2. 事務ガイドラインに則した顧客説明態勢に関するマニュアル作成。 3. 研修の実施。</p>	<p>1. 住宅ローン用金銭消費貸借契約証書等の改定。 2. 顧客説明態勢に関するマニュアル作成。</p>	<p>1. 階層別研修の実施。</p>	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	<p>1. 「お客様サービス室」による一元的対応を行っており迅速に対処している。 2. 苦情対応段階における態勢整備の必要性を認識している。</p>	<p>1. 「銀行よろず相談所」との連携・協力。 2. 行内LANによる主な苦情例の紹介による再発防止。 3. 地域金融円滑化会議への参加と行内の「苦情対応協議会」への意見・情報の反映と活用。</p>	<p>1. 「銀行よろず相談所」との連携。 2. 行内LANによる苦情例紹介。 3. 地域金融円滑化会議参加及び行内態勢整備へ反映。</p>	<p>1. 15年度と同様に取組み。</p>	
6. 進捗状況の公表					
		<p>1. 「中小企業金融の再生に向けた取組み」</p>	<p>1. 15年上期の進捗状況から公</p>	<p>1. 半期毎に公表実施。</p>	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
		の進捗状況について、半期毎にディスクロージャー誌、ホームページ等を通して公表。	表開始。		
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当	1. 基準書、マニュアル等に従い、適切な自己査定、償却・引当に取組んでいる。 2. 適切性・正確性向上のため、基準や態勢について、都度見直しすべきと認識している。	1. 基準や規定の見直し、運用の徹底を図り、適切な自己査定及び正確な償却・引当を行う態勢の確立を図る。 2. 具体的な見直し等は、「信用リスク管理態勢に関する改善・対応スケジュール表」に従い実施する。	1. 債務者区分における債務償還年数の基準制定。 2. 重点与信管理先制度の対象先に対する管理基準制定。 3. 臨店指導、監査等の実施。 4. 自己査定作業における担保評価の検証・監査態勢の確立 5. 予想損失率の妥当性に係る検証開始。 6. 予想損失率算定の改定。 7. 大口要管理先のDCF法による引当。 8. 新不動産担保評価システム開発着手。	1. 新不動産担保評価システム稼動	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	1. 担保評価業務は一部を除き、関連会社へ業務委託を行なっているが、評価結果を自行評価として採用する際の検証・監査態勢が確立されていない。 2. 処分実績による検証について、「実質破綻先」以下の先のための処分実績データにより検証を行なっており、不十分なものとなっている。 3. 今後、担保評価の正確性の検証・監査態勢の確立、処分実績から見た妥当性の検証態勢の充実が必要であると認識している。	1. 担保評価に係る検証・監査態勢 (1)不動産担保評価システムの見直し。 (2)自己査定作業における担保評価の検証態勢の整備。 2. 処分実績データの充実	1. 不動産担保評価システムの見直しの実施。 2. 「不動産担保評価検証シート」による検証・監査の開始。 3. 「不動産売却事例報告」の制定、データ収集開始。 4. 新不動産担保評価システムの開発開始。	1. 新不動産担保評価システムの稼動開始。 2. 「不動産売却事例報告」の集計、分析、検討。	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と総合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	1. 信用リスクデータの蓄積 地銀協共同データベースセンターで蓄積した地銀全体のデフォルトモデルを	1. 信用リスクデータの蓄積 地銀協共同データベースのレベルアップについて、平成15年4月より(株)金融工学	1. 信用格付に関するデータ収集。 2. 貸出指標金利の遵守。 3. 地銀協における信用リスク共同	1. 地銀協における信用リスク共同データベースのコンサルティング完了 予定。当行の信用格付との	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
	<p>用いて計量化を図っていくことを最終目標としている。しかし、現状では統計学的に十分なデータ量がなく、データの質の検証が行なわれていないため暫定的に帝国データバンクの倒産実績データを用い当行格付と帝国データバンクの顧客点数を紐付けし、リスク量を算出している。</p> <p>2. 債務者区分と整合的な内部格付制度の構築 当行自己査定基準、信用格付制度においては、債務者区分は信用格付と整合させ、自己査定作業の中で改めて格付の妥当性の検証を行なうこととしている。今後、格付制度自体の有効性についての検証態勢を確立する必要があると認識している。</p> <p>3. 金利設定のための内部基準の整備 信用リスク定量化データに基づき、平成14年10月に格付別のデフォルト率を反映した「貸出指標金利」を制定した。現状では、実態と指標金利との乖離もあることから、適用金利における決裁権限見直しを行ない、さらに関係部による指導を通じて金利の適正化に取り組んでいる。</p>	<p>研究所とみずほ第一フィナンシャルテクノロジーがコンサルティングを開始しており、当行もデータ提供等により協力中。最終的には、新BIS規制の内部格付手法のデータ・スとして認められる段階までの精度向上を目指す。</p> <p>2. 内部格付制度の構築 平成15年1月の金融庁検査における「検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告」に基づき、信用格付に関する各種データを蓄積・分析の上、信用格付制度の見直しの要否につき検討を行ない、必要が認められた場合は改定を行なう。</p> <p>3. 金利設定のための内部基準整備 案件審査や臨店指導等を通じた「貸出指標金利」の遵守を図る。地銀協共同データの整備が進み、格付別のデフォルト率改定の際は、それに合わせて指標金利を都度改定する。</p>	<p>データ・スのコンサルティングにデータ作成、提供。</p> <p>4. 信用格付制度の見直しの要否について検討。</p>	<p>紐付を行ない、地銀データ・スでの信用リスク量算出に変更。</p>	
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	<p>1. 地域との共存・共栄を基本理念として地域に根ざした経営を行ない、地域の顧客から信頼を得るべく、その経営の成果を含めたさまざまな地域貢献への取組状況について、地域IRの開催、顧客団体への説明会等の実施やディスクロージャー誌、営業の報告、ミニディスク誌、四半期レポート、ホームページ等を通して情報開示に努めてきたが、開示項目・内容及び開示上の工夫については、</p>	<p>1. 「信用供与の状況」 貸出業務全般の状況、 中小企業向け貸出業務の状況、 個人向け貸出業務の状況に区分し、それぞれの残高・比率・件数・商品内容・取組み状況等について開示する。</p> <p>2. 「利便性提供の状況」 顧客接点の状況、 預金業務等の状況、 その他に区分し、預金・預り資産残高、店舗ATMの状況、決済・資</p>	<p>1. 顧客団体等への説明会等実施、地域IRの開催。</p> <p>2. 諸ディスクロージャー誌について、中間期より開示項目・内容見直し開示上の工夫を図る。</p> <p>3. 当面は分かり易さを勘案し従来のディスクロージャー誌と別冊の形での「地域貢献に関する情報開示」とする。</p>	<p>1. 地域貢献に関する情報開示内容について、開示項目の進捗状況、開示方法等について、随時見直し実施。</p>	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
	まだ改善の余地があるものと認識している。	<p>産形成サービス等の利用状況、相談業務の充実度等について開示する。</p> <p>3. 「地域経済活性化への取組み状況」 地元企業に対する経営サポートの状況、企業育成への取組み、地方公共団体の事業との関係等に区分し地元企業の経営相談・再生・育成等への取組み状況を開示する。</p> <p>4. 「地域への各種支援活動」 ボランティア活動等の状況について、文化支援活動・スポーツ支援活動・教育支援活動・福祉支援活動・環境問題への取組み等を開示する。</p>			